

介護予防活動の推進
～ 住民の助け合いによる生活支援活動事業
～

平成29年9月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

介護予防活動の推進

介護予防の理念

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減、若しくは悪化の防止を目的として行うもの。

生活機能の低下した高齢者に対しては、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけをめざすものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すという「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要。

国の考え方

- 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- 地域の中に生きがいや役割をもって生活できるような居場所と出番づくりを行うなど、要介護状態になっても生きがいと役割をもって生活できるような取組みをすすめる。

大阪市の取組み

各区において「いきいき百歳体操」や「ラジオ体操」、「ウォーキンググループ」などの住民の自主的な活動の推進に取り組んできており、引き続き地域で介護予防活動（体操・運動等）に継続的に取り組めるよう、住民主体の体操・運動等の通いの場を高齢者が徒歩で通える場所に展開する。

「いきいき百歳体操」等の体操・運動等を行う住民主体の通いの場の充実

高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の生きがいづくりや介護予防を図ることを積極的に支援するため実施している「介護予防ポイント事業」について、より多くの高齢者が、個々の役割を持ち、これまで培った経験をもとに身近なところで得意分野を生かした活動ができるよう、活動施設等をできるだけ身近な場所に充実させるとともに、在宅の高齢者の生活支援活動に活動の範囲を広げる。

**施設活動コースの活動場所の「保育所」への拡充
在宅活動コース（住民の助け合いによる生活支援活動事業）の
モデル実施**

「介護予防ポイント事業」の充実（案）

介護予防ポイント事業とは

高齢者の外出の機会の増加や社会参加の推進を図り、生きがいづくりや介護予防につなげることを目的として、対象者（大阪市内在住の65歳以上の方）が介護保険施設・事業所等で介護支援活動を行った場合に、活動実績に応じてポイントを交付し、蓄積したポイントを換金できる事業。

活動者を増やすために

より身近なところで、これまで培った経験をもとに得意分野を生かした活動ができるよう、活動場所・内容を充実する

施設活動コース（拡充）

介護保険施設・事業所

介護支援活動

- ・行事、レクリエーションなどの補助
- ・話し相手 ・清掃
- ・入浴介助、食事介助の補助
- ・館内移動、外出（散歩等）の補助
- ・衣服の繕い、洗濯物の整理 など

保育所（公立・民間）（追加）

保育支援活動

- ・発表会、昔遊びなどの補助
- ・絵本の読み聞かせ
- ・清掃 ・植木の水やり
- ・保育備品の修理
- ・動物のお世話 など

活動者



在宅活動コース（新設）

（住民の助け合いによる生活支援活動事業）

生活支援活動（新規）

介護保険サービス（老計第10号）

- ・買物（日用品の買物）
- ・掃除（居室内の掃除、ゴミ出し）
- ・洗濯（洗濯・乾燥・取入・収納）
- ・調理
- ・買物同行、通院同行、薬の受取同行など

介護保険外サービス

- ・電球交換
- ・部屋の模様替え
- ・植木の水やり
- ・庭の草取り
- ・ペットの散歩
- ・外出付き添い
- ・話し相手
- ・見守り など

介護保険外サービスのみの利用は不可

「住民の助け合いによる生活支援活動事業」(案)について

考え方

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、高齢者が介護認定に至らず元気にいきいきと生活できるよう、介護予防活動を推進する必要がある。

高齢者が何らかの支援を必要とする状態となった場合でも、その方の状態やニーズに合ったサービスが提供できるよう、多様な主体による多様なサービスを充実し、サービス選択の幅を広げる必要がある。

介護予防と社会参加には強い相関関係があることが証明されつつあり、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、「高齢者の社会参加を通じた介護予防」を推進することが重要である。

地域の元気な高齢者が、生活支援を必要とする高齢者に対し、自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援活動を行う(生活支援の担い手としての社会参加)ことにより、地域における住民相互の助け合いの体制づくりが進む。

介護保険制度の持続可能性を高めるためには、介護費用の増大や介護人材の不足への対応を考える必要があり、介護の担い手の多様化を図ることが重要である。

そこで

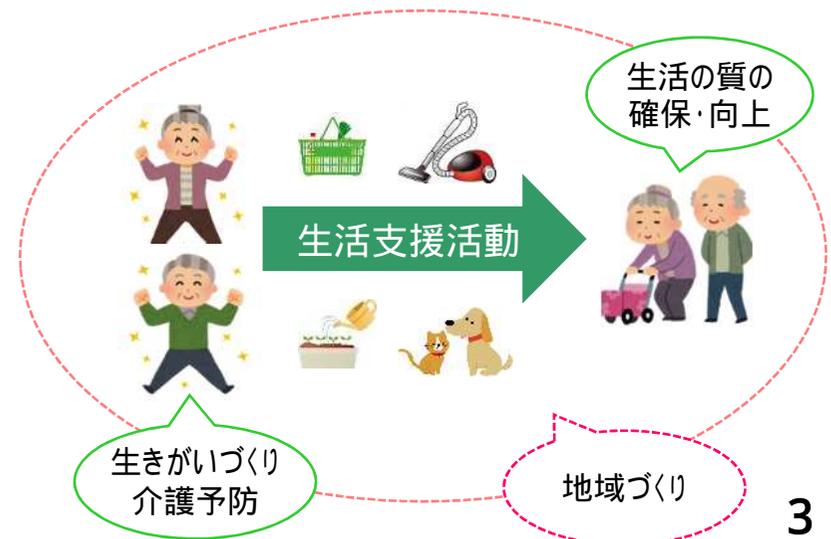
「住民の助け合いによる生活支援活動事業」(案)

事業内容

地域の元気な高齢者が、生活支援を必要とする高齢者(要支援1または2の方等)に対し、自身の生きがいづくりや介護予防のために生活支援活動を行う。

事業目的

- 【活動者】 社会参加による生きがいづくり・介護予防
- 【利用者】 生活の質の確保・向上
- 【地域】 住民の助け合い活動の推進による住民相互の助け合いの体制づくり(地域づくり)



「住民の助け合いによる生活支援活動事業」(案)に関する
 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉部会・介護保険部会 (H29.07) での意見

項目	意見
対象地区	1区に1か所(1事業者)と決めず、複数あってもいいのでは
事業主体 (受託事業者)	独自にやっている保険外サービスへの配慮も含め、多様な主体で
	受託事業者が行う業務はコーディネート業務か
活動者	活動者の意欲の維持向上が重要
	活動時の保険はどうなるのか
	活動者や利用者は区内に限定されるのか
活動(事業)内容	「薬の受取り」は、服薬する人の状態確認なく単に受け取るだけととれるが、薬局では服薬する人の状態確認をしているので、表現について配慮を
	利用者の状態によっては家の中での活動は心配な面もある
その他	介護予防の視点が分かりにくい
	統一ルールも必要だが、地域の自主性に配慮を
	あまねく公平にというのは市民活動に合致しにくい

「住民の助け合いによる生活支援活動事業」の概要（モデル実施案）

実施時期

平成30年度中にモデル実施（3地区程度予定）

実施地区単位

1地区は概ね1行政区を基本とするが、区域全域に至らなくても複数区にまたがっても可

受託事業者

想定事業者（1地区1事業者）

社会福祉法人、NPO、協同組合等 法人格を有する団体

事業者の業務

活動者と利用ニーズとのマッチング調整
ケアマネージャーと連携したケアプランの確認による他の訪問型サービス（総合事業）との重複利用防止の管理
活動者の活動実績に応じた介護予防ポイントの管理・報告
活動者向け交流会・研修会等活動者の活動意欲向上に資する取組み など

利用者

利用対象者

要支援1または2の方等で、住民相互の助け合いの活動であることを理解している方

利用回数等

月8回まで（1回概ね60分以内）
他の訪問型サービス（総合事業）との併用不可

利用者負担

利用1回あたり 100円（利用時払い）

利用者負担額・活動者への謝礼額は今後変更の可能性あり



活動者

活動者



大阪市在住の65歳以上（市介護保険第1号被保険者）かつ「大阪市介護予防ポイント事業」の参加登録している方

活動内容

買物（日常品の買物）、掃除（居室内の掃除、ゴミ出し）、洗濯（洗濯機による洗濯・乾燥、取入れ・収納）、調理 など
買物同行、通院同行、薬の受取同行 など
上記とともに行うその他の生活支援活動（電球交換、植木の水やり、ペットの散歩など）【介護保険外のサービス】
の活動内容は ～ の合計時間を超えない範囲で活動可能

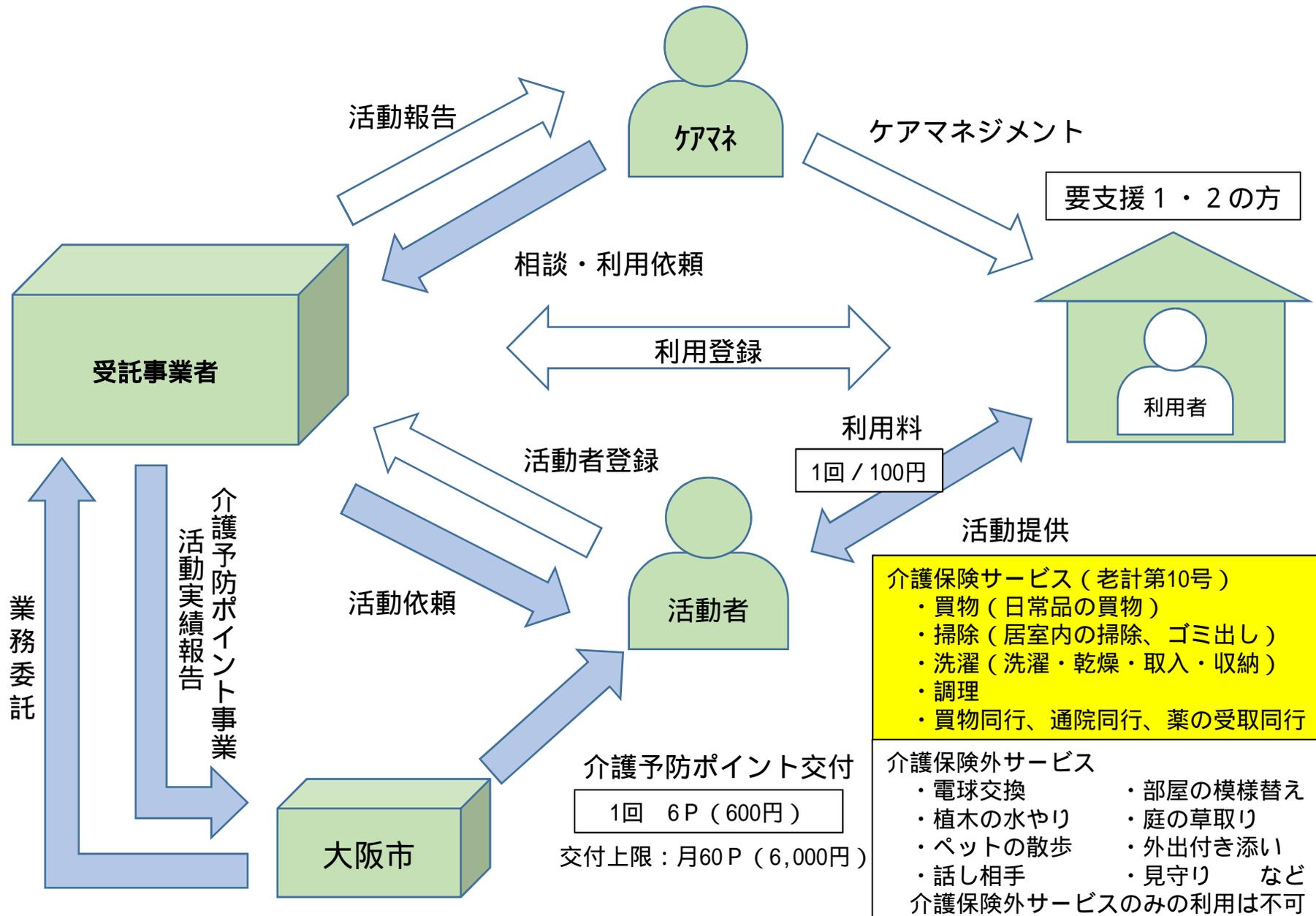
活動者への謝礼（1回あたり）

利用者負担 100円 + 介護予防ポイント 600円（6ポイント）計 700円
なお、介護予防ポイントは1月あたりの交付上限を設定
1月60ポイント（6,000円）

活動者の保険

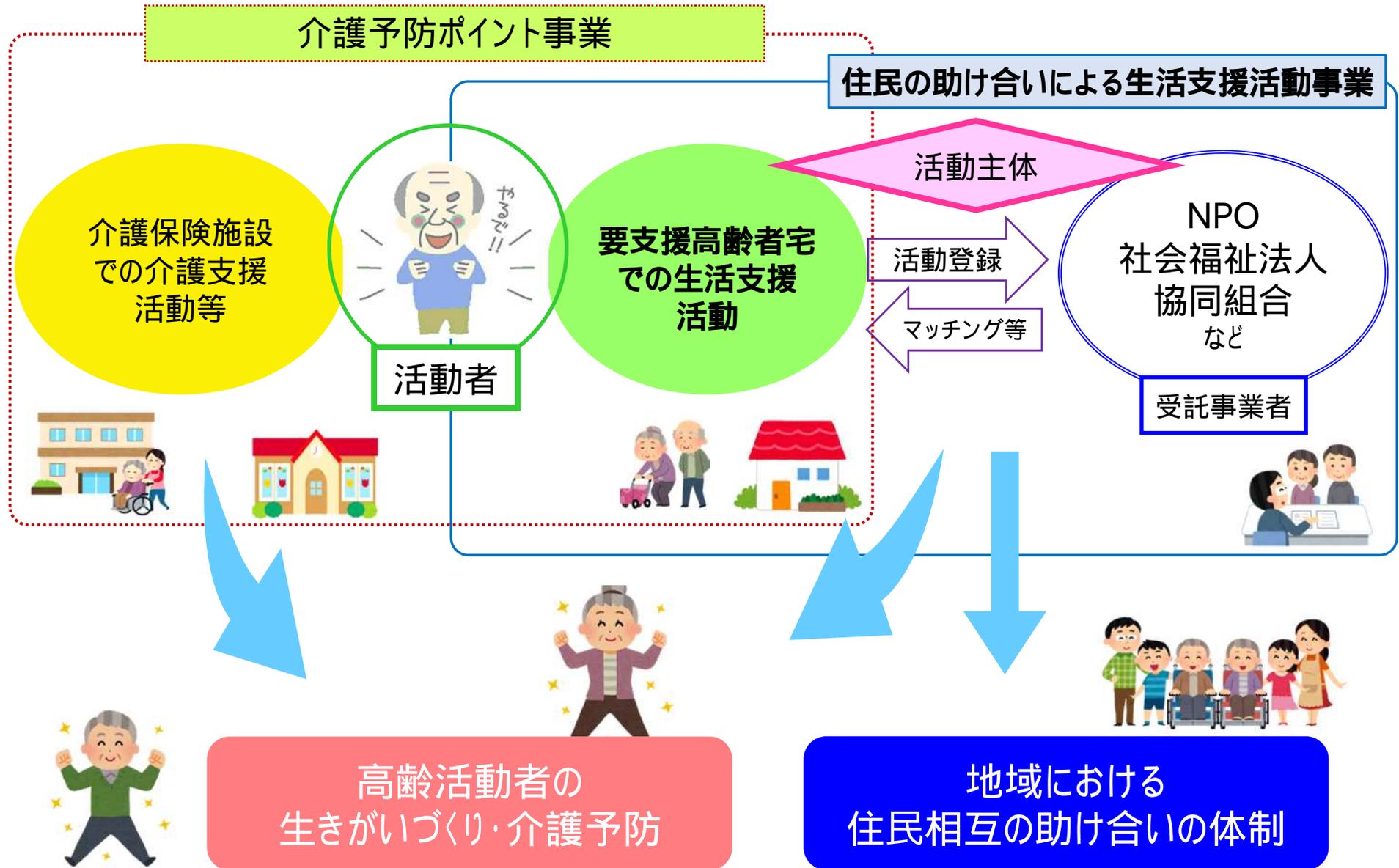
「大阪市介護予防ポイント事業」の登録者として、大阪市が市民活動保険（損害賠償責任保険・傷害保険）に加入

「住民の助け合いによる生活支援活動事業」(案)の流れ



利用者負担額・活動者への謝礼額は今後変更の可能性あり

【参考】「介護予防ポイント事業」と「住民の助け合いによる生活支援活動事業（案）」の関係（イメージ）



【参考】 大阪市第1号訪問事業（生活援助サービス等）の類型

	介護予防型訪問サービス (現行相当型サービス)	生活援助型訪問サービス (基準緩和型サービス)	住民の助け合いによる 生活支援活動事業(案)
目的	【利用者の】 要支援状態の維持・改善 要介護状態になることの予防	【利用者の】 生活の質の確保・向上	【利用者の】 生活の質の確保・向上 【活動者の】 社会参加による生きがいづくり・介護予防 【地域の】 住民の助け合い活動の推進による地域づくり
内容	身体介護 通院介助、食事・入浴介助等 生活援助 買物・掃除・洗濯・調理等	生活援助 買物・掃除・洗濯・調理等	生活援助 買物・掃除・洗濯・調理等 生活支援(介護保険外のサービス) 電球交換、植木の水やり、ペットの散歩等
対象者 (利用者)	要支援者(要支援1又は2) 認知機能やコミュニケーション能力 の低下、身体介護が必要な方など	要支援者(要支援1又は2)等 左記対象者以外の方	要支援者(要支援1又は2)等 左記の両対象者以外の方
サービス (活動) 提供者	訪問介護員	生活援助サービス従事者研修修了者 など	大阪市在住の65歳以上かつ 介護予防ポイント事業活動登録者
サービス (活動) 提供主体	指定介護予防型訪問サービス事業者	指定生活援助型訪問サービス事業者	大阪市(介護予防ポイント事業)
利用頻度	要支援1 週1回、2回 要支援2 週1回、2回、2回超	要支援1 週1回、2回 要支援2等 週1回、2回、2回超	要支援1 月8回まで 要支援2等 月8回まで
利用者負担	原則1割負担 (一定以上所得者は2割負担)	原則1割負担 (一定以上所得者は2割負担)	1回当たり100円
報酬単価等	(月額) 週1回 12,988円 週2回 25,965円 週2回超 41,188円	(月額) 週1回 9,785円 週2回 19,560円 週2回超 31,024円	1回 700円(活動者への謝礼) (内訳)利用者負担 100円 介護予防ポイント 600円

利用者負担額・活動者への謝礼額は今後変更の可能性あり